

## 札幌保健医療大学紀要投稿規程

(目的)

第1条 札幌保健医療大学紀要（以下「紀要」という。）の発行の目的は、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）における教育向上と研究の推進並びにそれらの成果を発表する場を提供することとする。

(発行)

第2条 紀要は、原則として年1回刊行とする。編集に係ることは、図書・紀要委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(投稿資格)

第3条 投稿資格は、原則として本学の教職員、大学院学生（修了生を含む）、研究生及び本学教職員に関わりを有する者とする。ただし、委員長からの依頼論文の著者はその限りではない。

(投稿内容)

第4条 投稿原稿は、国内外を問わず未発表のものとし、原稿の種類は次のとおりとする。

- (1) 総説：ある課題について広く研究の動向を介するものをいう。
- (2) 原著：研究そのものが独創的で、新しい知見が論理的に示されているものをいう。
- (3) 研究報告：ある一定の方向性が示され、研究結果の意義が大きく、発表の価値が認められるものをいう。
- (4) 実践報告：症例や実践などでの新しい試みや調査、検討について記述したものをいう。
- (5) その他：上記した種類のいずれにも属さないものをいう。

(倫理的配慮)

第5条 人及び動物が対象である研究は、研究倫理委員会等の承認を得たことを本文中に明記する。

(利益相反及び公的研究費等の開示)

第6条 利益相反及び公的研究費等の開示については、次のとおりとする。

- (1) 研究成果のバイアスがかかっているかを判断する材料となるような利益相反の開示を行うこと。著者全員について研究内容に関係する企業・団体名等を本文の末尾に記載し、公表すること。該当しない場合は「開示すべき利益相反状態は存在しない」と明記すること。
- (2) 研究費の補助を受けている場合、公的機関や私的企業の名称等を明記すること。

(著者の責任)

第7条 投稿論文の内容については、著者全員が説明責任を持たなければならない。

(原稿の提出方法)

第8条 原稿の提出方法は次のとおりとする。

- (1) 投稿予定者は、①論文タイトル、②著者、③和文、英文の別、④原稿の種類について、委員会の指定する期日までに委員長へ提出する。
- (2) 投稿原稿は、委員会が定める期日までに委員長へ提出する。

(査読者及び論文の採否)

第9条 査読者の決定、論文の採否は次のとおりとする。

- (1) 査読者は委員会で協議のうえ決定する。原則学内教員2名とするが、内容によってはそのうち1名を学外者に依頼することができる。
- (2) 委員長から査読予定者へ査読を委託する。
- (3) 査読依頼に際しては著者の匿名性を確保するとともに、査読者から著者への直接の交信を禁ずる。

(4) 査読結果は、委員長から筆頭著者へ文書で通知する。

(5) 原稿の採否は、査読結果に基づき委員会が決定し、筆頭著者へ通知する。

(査読後の手続き)

第10条 査読後掲載可能の連絡を受けた筆頭著者は、修正後の完成原稿及び完成原稿を保存した電子媒体を委員長へ提出する。

(校正)

第11条 著者校正は初校1回とし、大きな改変や組み換えは認めない。再校、三校は委員会の責任のもとで行う。

(執筆要領)

第12条 投稿原稿の執筆要領は、別途定める。

(著作権)

第13条 紀要に掲載された論文の著作権は、本学に帰属する。本学はこれらの著作物を電子化し公開することができる。ただし、刊行から1年を経過した後は、執筆者は他の著作物への掲載を本学の許可を得て行うことができる。

(別刷)

第14条 別刷は、著者の負担とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年8月1日から施行する。